

◎新潟県告示第884号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称及び住所
一般財団法人 日本建築センター
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- 2 業務区域
新潟県の全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
本部
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
大阪事務所
大阪府大阪市中央区本町一丁目7番15号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次の各号に掲げる業務以外の業務
(1) 床面積の合計が2,000㎡以下の建築物（建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）
(2) 床面積の合計が10,000㎡以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの（令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年6月1日